

令和 8 年度 社会福祉法人月形町社会福祉協議会

事業計画

1 基本方針

少子・高齢化、人口減少、地域生活ニーズの多様化、複雑化に加え、地域福祉の政策・施策が進んでいく中で、当社協は、住民主体の理念をもとに地域福祉の推進役として様々な課題を受け止め、安心して暮らすことのできる、地域共生社会に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。5 年目最終年度となる「あずましプラン」は、引き続き町民関係団体、行政と協働による事業実施を進め、変化していくニーズに対応した事業評価を行いながら、改めて月形社協のめざすビジョンや地域課題の把握と解決のための包括的な支援体制づくりに努め、第 4 期計画策定に向けた準備を進めていきます。

法人運営については、地域福祉施策の動向の変化、物価高騰が続くなか、改めて事業活動及び組織の現状を点検し、役職員自身が当社協の特徴や強みを認識し、地域の実情に応じて事業を発揮していけるよう進めていきます。地域における公益的な取り組み実施については、町内社会福祉法人等と連携し、地域福祉ニーズに対応する取り組みについて積極的に推進していきます。

人と人とのつながりを大切にしながら、住民のニーズを聞き、工夫改善を図りながら、福祉のまちづくりを進めていくため、次の重点事業を展開してまいります。

2 重点事業

(1) あしたをしなやかに生き抜く暮らしを創る福祉でまちづくり

新型コロナウイルスのまん延で人とのつながりが大きく変化した時代を生き抜き、誰もが幸せに暮らすまちをつくらねばなりません。さらに人口の減少と高齢化率の上昇は、さらなる生きにくさを感じる時代ともなります。それでもなお、地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりの福祉に対する関心や意識を高め行動にしなやかに移すことが求められます。

そのためにも、人と関わることを避けられない以上、そこに思い合いという福祉のこころを育てることが肝心です。そして、人と関わることで、喜びと生きがいを感じながら、一人ひとりが地域で担うべき役割を自覚し、実践することではじめて福祉でまちづくりが行われるのです。そのためには、地域の福祉課題に気づき、解決を共に担う人材を育て、組織・団体を支援する福祉教育のあり方そのものが問われ求められているのです。

①福祉への関心を高める、②福祉への理解を深める、③学習の機会を提供する、④福祉の人づくりを進める、この 4 つの視点から福祉への関心と参画意識を高めるよう取り組みます。

(2) ずっと受け止める暮らしに生きる仕組みづくり

人のいのちと暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。そのためには、そこに住もう人

たちの存在そのものをずっしりと受け止め、主体的・自治的に問題を解決する活動が重要です。大切ないのちと暮らしを護るためには、組織づくりや小地域での福祉活動の促進、そして災害や犯罪から地域を護る仕組みづくりや取り組みが必要不可欠です。

また、町民が自主的に運営する気軽に集う「しゃべり場（サロン）」の創設は、問題の発見、相談、情報交流など、井戸端会議的な機能を持つことでかけがいのない福祉活動となります。①一人ひとりの存在を大切にする、②独りぼっちにしない、③交流する機会と場をつくる、④地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる、この4つの視点から、支え合う地域づくりに取り組みます。

(3) まごころと笑顔がはじける暮らしを彩るサポートづくり

2025年問題に突入する第3期計画では、高齢者への福祉サービスの質と量の確保と保障は、大きな課題です。障がい者も含め、その人がその人らしく自立・自律し健やかに生きていくために、必要なサービスが提供できる体制づくりが、地域包括ケアシステムとしてさらに求められていきます。在宅ケアを充実させるためにも、地域での支え合いや助け合いサービスの有償化も念頭に置きながら、介助する人もされる人も笑顔がはじける暮らしの実現のために知恵を出し合わねばなりません。人と人をつなぐキーワードは「まごころ」に尽きるでしょう。①困りごとに気づく、②必要な情報を提供する、③適切なサービスに結びつける④必要なサービスを提供する、この4つの視点から困りごとを解決する仕組み作りに取り組みます。

(4) しあわせはこの手でつかむ暮らしを支えるネットワークづくり

「わたし」の暮らしは、様々な情報、ものやお金、そして医療や福祉の社会制度やシステムによって支えられています。それらを有効に活用することが生きていくための知恵です。ひとりでは生きられないからこそ、様々な人や機関・団体がスクラムを組んで、まちの人たちの暮らしを支えるために、協働して活動を推し進めなければなりません。

誰もが幸せに暮らしたいという願いを実現するためには、誰かに依存するのではなく、この手でつかむという意味が大切です。どのような状況にあっても、誰もがそう思うところに必ず「希望」が生まれます。一人ひとりの思い合いを強め高めて、問題解決のための意思と行動をしっかりとつなぎ合う多様なネットワークづくりが求められ、歯車のように連動させなければなりません。①各機関・団体と連動し協働する、②住民同士で話し合う、③地域の社会資源をつなぐ、④住みよいまちづくりを提案する、この4つの視点からネットワークづくりに取り組みます。

3 事業内容

(1) 地域福祉推進事業	
事業の目的	
社会福祉協議会における地域福祉活動の取り組みや展開を広く町民に紹介していくと共に様々な福祉に関する情報を提供し福祉活動の啓発と地域基盤づくりを進めます。また、福祉に関する総合的な相談機関としての推進も行っていきます。	
事業内容	あずまし計画
イ 心配ごと相談所、総合相談の充実 ・ 心配ごと相談 民生委員、役員の協力により様々な心配ごとの相談の対応や、関係機関への紹介 ・ 総合相談 福祉専門職による総合的な相談機能の充実と住民周知、関係機関との連携、サロン等で町民の集う場での情報提供。	基本目標 2・3
ロ 「社協だより」の発行、ホームページ更新 ・ 事業・ボランティア等の情報提供内容を年4回の発行 ・ ホームページでの情報提供(毎月更新) ・ SNS、Facebook 等の情報発信	基本目標 4
ハ 生活福祉資金の活用促進 ・ 資金制度の情報提供 ・ 貸付資金の相談対応、貸付、返済支援（道事業、社協事業） ・ 道社協、民生・児童委員、行政と連携した貸付世帯への生活支援や償還支援	基本目標 3
二 共同募金委員会への協力 ・ 共同募金委員会事務局の運営	基本目標 4

(2) 福祉振興事業

事業の目的

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ったサービス利用や生活支援に向けた相談援助支援、助成等を行います。地域全体の福祉向上に向けた提供を各団体との情報提供や連携のもと適切な実施を行います。

事業内容

あずまし計画

イ 在宅寝たきり老人等日常生活用品助成事業

- ・助成事業の情報提供と利用者への支援

基本目標 3

ロ 「福祉除雪」事業の協力

- ・情報提供と行政、民生委員、関係企業・団体との協力

基本目標 3

ハ 寝たきり老人等入浴事業の利用促進

- ・利用促進と利用者支援

基本目標 3

ニ 老人クラブ、心身障がい者団体への助成

- ・各団体事務局の運営

基本目標 4

ホ 高齢者等の配食サービス事業

- ・利用者の安否確認、情報提供について関係機関との連携
- ・あずまし食堂での会食会の実施、おたよりの発行、ニーズ調査

基本目標 3

ヘ 福祉有償運送事業

- ・福祉車両の整備
- ・通院、買い物等への支援の強化
- ・有償運送登録更新

基本目標 3

ト 日常生活自立支援事業(道社協より受託)

- ・利用に向けての情報提供と関係機関との連携
- ・生活支援員の確保
- ・専門員の専門性強化

基本目標 3

(3) 在宅福祉サービス事業

事業の目的

地域の福祉課題に即応した質の高いサービス提供を積極的に行っていきます。各福祉サービス事業所の方針に基づいて、在宅生活が充実したものとなるように支援していきます。

事業内容

あずまし計画

イ 訪問介護事業

訪問型サービス(基準型)

居宅介護事業・行動援護・同行援護・重度訪問介護

基本目標 3

<事業方針>

①自己決定の支援

利用者の多くが、住み慣れた地域で生活をしたいと望んでおり、本人が意欲と関心を高めながら充実した生活が送れるようにアセスメント、サービス利用計画、計画に基づいた支援提供、評価を行うことで、日々の支援に生かしてしていきます。

②きめ細やかなサービス提供

利用者のニーズに対し、居宅介護支援事業者、地域包括支援事業者との連携、環境や体調、周囲の人間関係などトータルな視点からひとつひとつ支援を見つめ、行き届いたサービスを提供します。

③関係機関との連携

行政、公共機関、地域組織などの社会資源と随時連絡連携を取ることによってチームとしてのサービス調整会議を行い、円滑で厚みのある生活支援を目指します。

④スタッフの技術、専門性の向上

事業所の介護員が現状の資格や知識、技術に止まらず、広く制度や医学、介護技術等の知識を向上させ、より質の高いサービスを提供できるように、研修や会議を積極的に行います。

<事業内容>

・ サービスの種類と具体的な援助等

生活上の援助

① 身体介護

② 生活援助・居宅介護

③ 通院等乗降介助

④ 移動支援

⑤ 相談、助言

・利用者を尊重した支援と生活の実現とチームケア

①家族との連絡

②訪問介護員間及び他の機関、他職種との連絡・連携

③保健福祉サービスの他の機関、他職種との連絡・連携

・利用者のよき理解者であると同時に代弁者となります。

保健福祉サービスの他インフォーマルな支援者との連絡・連携内容に基づいて、各サービスを提供します。サービス内容については、事前のアセスメントと本人、家族の意向を大切にし、わかりやすいサービス利用計画を作成します。また、重度の方々の支援についても質の高いサービスが提供できるよう体制を整えます。

・緊急時の対応

利用者には、緊急時等必要に応じて 24 時間連絡対応できる体制を整えます。

ロ 障がい者地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型、移動支援)
＜事業方針＞

外出や、活動の体験を通じて生活範囲の拡大と生活の充実につながるサービス提供をしていきます。活動支援センターにおいては個別支援を基本としながらも集団活動の楽しさを通して、仲間作りや生きがいを感じられるサービスを提供していきます。

①利用者の人権の尊重と擁護に努める

②利用者の生活の質向上

③職員の質の向上と専門性の向上

④地域社会への参加と交流に努める

⑤関係機関との連携と協力の中で運営に努める

＜活動内容＞

(1)創作活動

個々の方が持っている能力・適正を十分発揮できるように、しょうがい特性・活動能力など利用者の適正に合わせ、自己実現の手段となるよう達成感や充実感を味わえる活動に高めていきます。また、個々の作品をアートの出展等に出展していきます。(木工、絵画、写真、書道等)

(2)健康活動

利用者及び家族からの相談に対し、体力や身体機能維持・増進に努めた活動を提供していきます。活動の実施にあたっては、町内運動施設の利用もしていきます。(軽スポーツ、体操・ストレッチ、ウォーキング等)

基本目標 3

(3) 余暇支援 生活の幅に繋がり、いきいきとした毎日を送っていただけるようさまざまな行事や外出を企画し、充実した余暇支援を提供していきます。 (4) 軽作業 利用者・家族のニーズに応じて、就労サービス及び生産活動に向けた支援を提供していきます。(パソコン、手芸等) (5) 入浴、送迎、給食(外注)(任意選択事業) 利用者、家族のニーズに応じて実施します。 (6) 相談支援等 本人、家族に対して地域生活の充実に必要な社会資源や援護制度の紹介、情報提供を個別相談にて実施し、必要なサービスへつなげていきます。	
ハ 共生デイサービス(町受託事業) 介護保険法による要介護認定を受けていない高齢者及び障がい者または引きこもりや生活困窮など生活に支援を必要とする方が制度の垣根を越えて必要な時に生活支援を受け、交流できる環境をつくりながら安心して生活できることを目的に行います。地域活動支援センターに併設し一体的にサービスを提供していきます。	基本目標 3
二 生活支援サービス 介護保険等のサービスでは対応できないニーズや、個別のニーズに即した柔軟な支援を住民参加のもとサービスを展開していきます。 (一部有料) ・ちょびボラ事業の充実	基本目標 2・3
ホ 生活支援コーディネーターの配置 市町村を実施主体とする「介護予防・日常生活総合事業」の充実と事業実施に向けたニーズ調査や協議会運営の協力等を進めていきます。 ・生活支援協議会の運営協力 ・ニーズ調査の実施と関係団体との協議 ・あずまし茶屋・サロンの充実	基本目標 2・3

(4) 地域活動推進事業	
事業の目的	
地域づくりの担い手となるボランティアのネットワーク強化と資質向上を目指し、町内での住民活動の協働を促進していきます。また各福祉関係団体、機関との連携を行い、地域福祉のネットワークを図ります。	
事業内容	あずまし計画
イ ボランティアセンター運営事業 ・個人・団体ボランティア登録の促進 ・コーディネーターの専門性強化 ・スキルアップ研修会の実施 ・ボランティアセンター運営協議会の充実 ・災害ボランティア組織強化と関係機関との連携、地域防災対策の把握 ・災害ボランティアセンター、BCP 計画模擬訓練の実施	基本目標 1、4
ロ ボランティア団体の育成及び活動促進 ・小中高を対象とした福祉教育の学習、活動体験の実施 ・活動団体への活動費助成 ・ボランティアスクール、養成研修会の開催 ・子ども・未来・まちづくりサミットの開催 ・認知症サポーター養成研修の開催	基本目標 1
ハ 民生・児童委員、行政区長、町内会との連携強化 ・各行政区への住民懇談会の実施	基本目標 4
ニ 地域福祉ネットワーク推進事業 ・地域福祉推進に係る情報交換、研修事業の実施 (協議会年 3 回、世代間交流事業年 2 回)	基本目標 4
ホ 「ふれあいいいきサロン」事業 ・高齢者等の町内会単位サロン立ち上げの運営協力 ・子育てサロンの運営協力	基本目標 2
ヘ 地域支え合い体制事業 ・住民組織を中心とした行政、関係機関との連携 ・専門職員のネットワークづくりの強化	基本目標 2

(5) 社会福祉協議会事業の充実と財源基盤の強化

事業の目的

適切な法人運営のための組織強化をしていきます。会費の有効活用をするとともに介護保険事業等を含めた財源対策、地域福祉活動の一層の推進を一体的に進めていくための整備を行います。

事業の推進にあたっては、地域のあらゆる立場の意見を反映すると共に福祉活動を担う職員に対しては必要な知識や技術を習得するための研修に積極的に参加し定期的に会議の開催、業務確認をしていきます。

事業内容

実践計画

イ 理事会、評議員会、事務局体制の強化

- ・理事会年 6 回、評議員会年 2 回、監事監査年 4 回
職員会議毎月実施
- ・働き方改革の取り組み
- ・会計士等による経営状況と財務会計の点検と効率化

基本目標 4

ロ 役職員の研修及び調査活動への積極的参加

- ・運営協議会の開催
- ・役員研修会の開催
- ・苦情解決に向けての各事業内容の評価・検討
- ・中長期的な経営に向けて検討

基本目標 4

ハ 行政、福祉団体等関係機関との連携強化

- ・協議会・会議への参加協力
- ・社会福祉法人と連携した貢献活動の取り組み、あずまし推進会議、策定員会の開催
- ・BCP 計画訓練実施

基本目標 1・4

二 地域福祉実践計画実施に伴う町民との意見交換、交流会の実施

- ・第 4 期あずまし計画策定
- ・第 3 期あずましプランの実施と評価
- ・町民フォーラムの開催

基本目標 1・4

ホ 交流センター指定管理

- ・建物の管理、避難訓練、学童保育との連携
- ・住民サービスの向上
- ・共生型サービスを目指したセンター利用の促進とまちづくり

基本目標 4

